

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－旧ソ連編－

(2025年11月～2026年2月実施)

2026年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

7. 旧ソ連地域

EAEU	1	ジョージア	8
ウクライナ	2	タジキスタン	9
ウズベキスタン	3	トルクメニスタン	10
† カザフスタン	5	ベラルーシ	11
キルギス	7	† * ロシア	12

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) † 印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
2	日機輸	省エネ規格	・EAEU（ユーラシア経済連合）が発行した省エネ規則（2021年9月施行予定、2年間の移行措置）において、オフモード（メカ）、スタンバイモード（メカ）の基準が、EUの規格よりも厳しく、設計変更が必要となる。 -----EAEU-----ベラルーシ-----Lot6(EU) スタンバイモード(自動)-----0.5W-----0.5W-----0.5W オフモード(自動)-----0.5W-----0.5W-----0.5W スタンバイモード(メカ、表示無)-----0.1W-----0.1W-----0.5W スタンバイモード(メカ、表示有)-----0.3W-----0.3W-----0.8W オフモード(メカ)-----0.3W-----0.3W-----0.5W 上記省エネ規制移行措置は下記を参照。 https://jmcti.org/mondai/img/EAEU_Energy.jpg	継続	・オフモード、スタンバイモードの省エネ規格基準を欧州と合わせる。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	医機連	EAEU医療機器登録制度への移行	・2026年1月1日から強制化予定のEAEU（ユーラシア経済連合）医療機器登録制度について、施行前の現段階でも申請が可能と発表されているが法規要求に対する審査体制が整っていないため実際は申請ができない状況になっている。	継続	・新制度強制化の延期と審査体制の確立	・ユーラシア経済連合の枠組みにおける医療機器（医療製品と医療機器）の流通に関する共通の原則と規則に関する合意。
2	医機連	EAEU医療機器登録制度への移行	・EAEU（ユーラシア経済連合）加盟国の現行規制下で発行されたローカルライセンスは、有効期限まではEAEU医療機器登録制度の強制化後でも有効だが、有効期限が無い国のライセンスの場合の期限が不明瞭なため申請計画が立てづらくなっている。 ※有効期限無しはEAEU加盟6か国中、4か国である。	新規	・旧制度下で発行されたライセンスの有効性についての明確化	・ユーラシア経済連合の枠組みにおける医療機器（医療製品と医療機器）の流通に関する共通の原則と規則に関する合意。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	関税還付手続きの遅延	・ポーランドから原料輸入時に掛かる関税は製品輸出時に還付されるが還付手続きの遅延（約300Kユーロ/年相当）が発生中。	継続	・還付手続きの簡素化。	
2	日機輸	日・ウクライナ自由貿易協定の未締結	・ウクライナはEU等との協定により物資の輸入関税がゼロとなっているが、日本との同様の協定は存在しないため、対ウクライナ輸出における日本製品がEU製品と比較し価格的に不利となっている。 一方日本政府は、ウクライナがEU加盟候補国であり、将来EUとの協定が適用されるため検討不要と判断していると聞いている。	継続	・ウクライナのEU加盟はまだ先の話であり、ウクライナ支援の一環として加盟までの間、暫定的な二国間協定等の締結により、両国間の貿易拡大を支援頂きたい。	
3	日機輸	日本製品のウクライナ輸出に対する懸念	・ウクライナはEU加盟候補国となっており、EU基準を導入が進められている。このまま戦後を迎え復興ビジネスが拡大すると、EU基準を満たした製品のみがウクライナで輸入可能となり、EU認証を持たない日本独自の製品の輸入ができなくなる恐れがある。	新規	日・ウクライナの二国間での協定等により、EU認証を持たない日本製品のウクライナ輸出を可能とする枠組みを備えて欲しい。	
4. 為替管理・金融						
1	日商	外貨送金規制	・ウクライナ国内の保険会社と英国・EUの弊社現地法人とで再保険契約を締結している。再保険料・再保険金・ブローカー手数料の送金は可能であるが、それ以外の費目での送金が規制されており、例えば、加害者からの弁済金（弊社が再保険金を支払い済みの事故で、加害者への求償が成功し保険金の一部を回収）の送金ができず、ウクライナ保険会社が弊社現地法人へ送金できない事象が発生している。	継続	・外貨送金規制の緩和。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	印刷機械	紛争継続による商機喪失	・ロシア・ウクライナ紛争の継続に伴い販売を見合わせている状況。	新規	・紛争なので致し方ないものと思うが、近隣国を含め輸出への制約が生じている状況を改善できる手立てはないか。	
2	日機輸	危険度レベルの見直し	・ウクライナ全土に対し外務省の海外危険レベルが一律「4」の状況が続いており、復興ビジネスや事業運営の為のウクライナ入国の判断ができない。	新規	・米国や英国は西部の州・地域の危険レベルを実態に合わせ1段階下げている。同様の措置を検討して頂きたい。	・ travel.state.gov https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/traveladvisories/ukraine-travel-advisory.html ・ gov.ukウクライナへの渡航に関する情報 https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/ukraine

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	中央アジア 帯における FTAの未締結	・中央アジア一帯では類似の需要や顧客嗜好があるにも拘わらず、FTAが存在せず、双方向の物資取引が限定的。関税の免除・軽減を通じて、より活発な貿易を促進させる余地が非常に大きい。	新規	・中央アジア5か国間でFTAを締結して欲しい。	
2	日機輸	ウズベキスタン 企業の三国 間貿易の不可	・2025年2月の法改正により、ウズベキスタン企業が三国間貿易に介在することが不可能になった。A国とB国の貿易にウズベキスタン企業が介在する場合、物資が必ずウズベキスタンに物理的に輸出入されることが義務付けられたもの。 架空取引によってウズベキスタンから外貨が流出するケースがあった模様で、それを回避することが目的と思われるが、法改正の背景は不明。架空取引を回避する目的であれば、別の方策があるはずで、同改正は、ウズベキスタンにとっての貿易収支を減退させることに繋がるので、是正して欲しい。	新規	・2025年2月以前の法体系に戻して、ウズベキスタン企業が三国間貿易に介在できるようにして欲しい。	・ Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan No. 77 dated February 11, 2025, “On additional measures to improve customs administration procedures” https://lex.uz/ru/docs/7387486 ・ Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan No. 283 dated May 14, 2020, “On measures to further improve the monitoring of foreign trade operations in the Republic of Uzbekistan” https://lex.uz/uz/docs/4812424
3	日機輸	ウズベキスタンにおける HEV/BEV輸入 税制	・自動車（完成車両）の輸入に際しては、以下3つの関税が課されている。 －VAT（付加価値税）：12%（HEV(ハイブリッド自動車)/BEV(バッテリー式電気自動車)共に課税） －リサイクル税 ※ －通関税：15%（HEVのみ課税） ※BEVの場合は一律約4,000米ドル、HEVの場合は排気量によって異なるが、少なくともBEVの1.5倍以上。 結果として、BEVの場合は約20%、HEVの場合は約40%の関税が課せられており、2倍の差が生じている。バッテリーEVはその廃棄コストも高く、HEVのリサイクル税の方が高額なのは明らかに不公平であり、健全な競争環境を生み、顧客に選択の自由を提供する観点から、是正して欲しい。	新規	・完成車両のHEV/BEVの関税差を統一して欲しい。	・ Decree of the President of the Republic of Uzbekistan No. PP-443 dated December 19, 2022, “On measures for state support for the organization of electric vehicle production” https://lex.uz/ru/docs/6316585
4	日機輸	二重内陸国での輸出入 ビジネスにおける 物流問題	・輸出入ビジネスにおいて、ロシア、中国、イラン、アフガニスタン等を経由する物流ルートを利用することが不可欠であるが、これらの国々との政治的な関係、治安状況等により、積極的な活用が難しいのが実情。これらの国々を経由しないルート（カスピ海ルート）の開拓も進められているが、日本及び東アジアとの貿易においては現状、活用が難しい。	継続	・アフガニスタンからパキスタンを経由するルートを活用出来るよう、アフガン政府との関係改善、及び治安状況の回復を期待したい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	ウズベキスタン企業の国外銀行口座保有規制	・ウズベキスタン企業の国外口座保有について： －現在の法制上、ウズベキスタン企業が自社の銀行口座を国外に開設・保有する場合は大統領令による許認可が必要とされており、実質的に不可に等しい。 －内資・外資問わず、ウズベキスタン企業が国外にビジネス進出する上で、国外に支店・駐在事務所を開設し易い環境を整備することは重要と考える。 －恐らくは外貨流出を抑止する目的から上記の厳しい制約が課されていると推察されるが、寧ろ、ウズベキスタンが海外で外貨を稼げる環境を作っていく上でも、同規制は足かせになるので是正を検討して欲しい。	新規	・ウズベキスタン企業が自社の銀行口座を国外に開設・保有する要件を緩和して欲しい。	・ ZRU No. 573 dated October 22, 2019 “On Currency Regulation” https://lex.uz/docs/4562846#4563787
2	日機輸	内貨収入による為替リスク軽減制度の未整備	・ PPPスキームによる各種国内インフラ事業へ参画する場合、収入が内貨（スム）となるケースが大半であるが、その為替リスクを軽減するための制度が十分に整備されていない、若しくは周知されていないため、事業参画を検討する場合のハードルとなっている。	継続	・ ウズベク関係当局による制度の整備、及び海外企業への周知をお願いしたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	労働法関連の運用の硬直化	・ 従業員の出張に関する規程が硬直化しており、運用上問題が多い。例えば出張先での公共交通機関、タクシー等の利用について、領収証があっても経費として認められない、また日帰り出張の場合、日当（Daily Allowance）が支給出来ない等。	継続	・ フレキシブルな運用が可能な規程に改定してもらいたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可の短い有効期間	・ 現状、駐在員労働許可（Accreditation）の期間が1年となっており、頻繁な手続きが必要。	継続	・ 事務所登録の有効期間である3年に合わせてもらいたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	提出・保管書類のロシア語またはウズベク語表記義務	・ 税務当局への提出書類、及び現地法制に基づき保管が求められるオフィス運営に関する書類の殆どがロシア語若しくはウズベク語表記しか認められておらず、不便を来している。	継続	・ 英語表記書類も認めてもらいたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	中央アジア一帯におけるFTAの未締結	・中央アジア一帯では類似の需要や顧客嗜好があるにも拘わらず、FTAが存在せず、双方向の物資取引が限定的。関税の免除・軽減を通じて、より活発な貿易を促進させる余地が非常に大きい。	新規	・中央アジア5か国間でFTAを締結して欲しい。	
2	日機輸	Wi-FiまたはBlue toothを含むすべての製品の確認義務	・Wi-FiまたはBluetoothを含むすべての製品について、カザフスタンの税関は、製品に暗号機能が含まれていないことを確認するために、カザフスタン共和国の国家安全保障委員会の確認を必要とする。この承認プロセスには通常7~10日かかるため、遅延が発生する。	継続	・カザフスタン共和国国家安全保障委員会からの追加の確認を必要とすることなく、現行の慣行を改正し、標準製品の輸入を許可すること。	・ EAEU decision # 30 dated 21.04.2015. KZ customs internal procedures
3	日機輸	一部製品の確認義務	・シェーバー、カメラ、プロジェクタ、レンズ、ACアダプタ、オーディオ、ヘッドフォンの製品については、税関はカザフスタン共和国のデジタル開発・防衛・航空宇宙産業省から、無線電子機器または高周波機器に分類されないことを確認する必要がある。この承認プロセスには通常7~10日かかるため、遅延が発生し、追加の待機コストが発生する。	継続	・カザフスタン共和国デジタル開発・防衛・航空宇宙産業省委員会からの追加の確認を必要とすることなく、現在の慣行を改正し、標準製品の輸入を許可すること。	・ EAEU decision # 30 dated 21.04.2015. KZ customs internal procedures
4	日機輸	一部製品の確認義務	・A2Wおよびエアコンアクセサリ（リモートコントローラなど）、PCボード（予備部品）の製品については、税関は、製品が国家安全保障を確保するために管理された製品と同様に、二重用途および軍事製品に関連していないことを、カザフスタン共和国産業建設省の産業のための共和国国家機関の委員会から確認する必要がある。通常10~15日で届く。	継続	・そのようなHSコードをリストから削除する。	・ Order of the Minister of Industry and Infrastructure Development of the Republic of Kazakhstan dated June 9, 2023, No. 424
5. 税制						
1	日機輸	保税倉庫から第三国への保税転送(再輸出)時のVAT課税賦課及びVAT還付制度の不在	・通関前に保税状態でカザフスタン国内の保税倉庫に保管していた貨物を需要に応じて近隣国へ再輸出する際にVATが課税される問題。付加されたVATを還付することもできず、コストとなり、事実上保税倉庫を使って保税転送ができない仕組みになっている。	継続	・近隣国に対する物流ハブ拠点として機能し、より積極的に保税倉庫を活用することを促すためにも、保税倉庫からの再輸出に対するVAT課税の見直し(ゼロレートにする、一旦支払うにしても還付ができる制度を導入するなど)を希望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	平行申請の実施不可	・EAC申請で必要な手続きは、1つの申請書内で1つずつ行うことができる。平行なステップは禁止されている。2025年以来、新しいIT認証システムがカザフスタンで運用され始めた。アプリケーションステージ、工場監査、サンプルのテストを並行して実行できないため、ホール認証プロジェクトの時間が長くなる。	継続	・申請者が申請ステップ（主に工場監査とサンプルの試験）を並行して進めることができるように、新しいIT認証システムを調整する。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続きの煩雑・非効率	・税関や証明書等も含め、書類手続きが煩雑且つ全てサイン・捺印が必須となっており、非常に非効率的である。	新規	・デジタルサインやデジタル捺印の導入促進をお願いしたい。	
99. その他						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	航空便の頻繁に発生する遅延	・航空便の遅延が頻繁に発生している。国内外出張でエア・アスタナ便を利用する機会は多いが、4回に3回は0.5～2時間遅延している感覚。あまりにもひどいので6～7月に政府よりエア・アスタナ社に監査が入り、その直後は改善が感じられたが、最近は元に戻った感じ。利用者の多いアルマティ～アスタナでの遅延は大迷惑。	新規	・保有機体数を増やし、機体の使いまわしを減らして欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	中央アジア一帯におけるFTAの未締結	・中央アジア一帯では類似の需要や顧客嗜好があるにも拘わらず、FTAが存在せず、双方向の物資取引が限定的。関税の免除・軽減を通じて、より活発な貿易を促進させる余地が非常に大きい。	新規	・中央アジア5か国間でFTAを締結して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	厳密なラベル規制	・登録時に提出した製品ラベル外装と実物に少しでも差異があると、登録の変更を求められる。デザイン上の変更、ジョージア以外の国への表記に関する変更も認められないので、手続きが頻回になり負荷が大きい。	継続	・製品の本質的な変更に関わる以外のラベル表記の許容。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	中央アジア一帯におけるFTAの未締結	・中央アジア一帯では類似の需要や顧客嗜好があるにも拘わらず、FTAが存在せず、双方向の物資取引が限定的。関税の免除・軽減を通じて、より活発な貿易を促進させる余地が非常に大きい。	新規	・中央アジア5か国間でFTAを締結して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	中央アジア一帯におけるFTAの未締結	・中央アジア一帯では類似の需要や顧客嗜好があるにも拘わらず、FTAが存在せず、双方向の物資取引が限定的。関税の免除・軽減を通じて、より活発な貿易を促進させる余地が非常に大きい。	新規	・中央アジア5か国間でFTAを締結して欲しい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	二重為替レートによる兌換・外貨送金規制	・現地通貨の公定及び市場レートの乖離が著しく、これらが兌換制限・外貨送金規制に繋がっており、外資企業がビジネスを行うにはあまりに不確実性が大きい	新規	・公定及び市場レートの統一を早急に実現頂きたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	長期商用ビザの適用期間・入国回数の制限及び手続の煩雑	・現状、出張用途では30日・2回入国の短期商用ビザが上限となっているところ、案件組成及び管理、取引先との面着による頻度高い打ち合わせ、地場市場の定点観測にあたって不都合が多い。また、シングルビザ取得にあっても平均20日程度を要していることから、突発的事態に対応することが出来ない。	新規	・1年間上限かつ入国制限回数の無い商用ビザの設定をお願いしたい。 ・招聘状発行までの期間を短縮願いたい（効率的なE-VISA制度、若しくはVISA On Arrivalの導入等）。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権保護の運用不足、並行輸入品・模倣品の横行	・自動車の完成車及びその補修部品の輸入販売に於いて、近隣国からの並行輸入（製品保証対象外の非正規品）や模倣品の流入が従来より横行している。正規品とそれ以外を消費者が一見して見分けることは難しく、環境適合が担保されていない保証対象外の粗悪品を消費者が手にする危険に晒している現状は看過してはならないと危惧している。	継続	・海外サプライヤーから正式に認定を受けた代理店、或いはその代理店が指定した正規販売店のみが輸入販売を行え、また、登録された商標権を利用することが担保される法的環境の整備を希望する。 ・商標権保護の運用厳格化。 ・並行輸入品・模倣品流入の撲滅。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	ベラルーシ固有の省エネ規則の発効	・ 2016年6月にEAEUの省エネ規則のドラフトが発行されていたにも係わらず、2016年10月にの省エネ規則を公表、2017年9月より発効。	継続	・ EAEUの省エネ規則の発効の加速。	・ The Regulation No.849 by Council of Ministers of the Republic of Belarus

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	医機連	made in Russia 優遇処置	・ウクライナ紛争後、made in Russia 優遇処置が加速し、外国産製品の排除あり。	継続	・国産／輸入を区別しない国際調達制度の導入。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	合金鉄等への輸出関税賦課	・2021年8月1日より、フェロクロムやフェロチタン等の合金鉄に対し、21年内の期間を目途に輸出関税を賦課（～15%程度）。賦課開始後、ロシア国内生産者の反発を受け、品種毎に税率減/撤廃を実施。21年末に賦課終了。	継続		
2	日鉄連	輸入枠の設定	・2004年2月1日より対ウクライナ亜鉛めっき鋼板輸入枠を設定し、年間11万トン(月1万トン)に制限。アンチダンピング措置と同時に適用。	継続	・制度の撤廃。	
3	日鉄連	輸入枠の設定	・2005年1月、ロシア政府は従来の鋼管輸入数量枠協定に代わる新たな協定を目指して、2005年1月にウクライナの鋼管ミル5社と2005年の輸入枠を39.5万トンとし、2006年以降輸入枠を毎年2%拡大することで合意。	継続	・制度の撤廃。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	滞在登録制度	・アパートに滞在する場合、ロシア国内・海外問わず、出張したら出張先から戻る度に新たに滞在者登録が必要となる。滞在者登録の実施義務者は大家となるが、これに対応しきれない（嫌がる）ケースが多くある。	継続	・滞在者登録制度自体を撤廃して頂きたい。	
2	日機輸	外国人(HQS)ビザ取得の高額な給与支払い条件	・高度な専門性を有する外国人（HQS）ビザ取得のためには現地で年収300万RUB以上の給与支払いをすることが条件となる。ロシアRUBでの給与受け取りを対象者が望まないケースもある。	継続	・本国で給与支給を継続する形を可能とするよう、現地での給与払い規定を撤廃して頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・ロシアでは、ジェネリック企業が従属発明特許を有することを理由に強制実施権が発動された複数の事例が存在する。当該ジェネリック企業は戦略的に新薬に関する結晶多形、製法など従属発明特許出願を行っており、この問題が日本企業にも拡大する恐れがある。 また、他の開発途上国が強制実施権発動の新たなロジックとして、真似をする恐れもある。 2021年、法改正により市民の生命と健康を保護するための極度な緊急性がある場合にも強制実施権の発動が可能となり、その解釈及び運用を注視する必要がある。 2022年3月7日、国家安全保障等のために特許権等を実施することをロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の所有者が非友好国（日本を含む）に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の0%としており、その運用を注視する必要がある。 2023年12月ロシアはNovoのOzempicの後発品製造に関して、二社のジェ	継続	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。	・ロシア連邦民法第1538.1条、第1360条、第1362条第2項 ・TRIPS協定31条 ・ロシア、オゼンピック後発品の製造に関する強制実施権を発令 https://www.bricscompetition.org/news/russia-issued-a-compulsory-license-to-produce-analogues-of-ozempic ・Government Order : http://publication.pravo.gov.ru/document/000120231228

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ネリックメーカーに対して強制実施権を付与した。 2024年3月27日、ロシア政府は決議380号を発効し、これに基づき発明、実用新案、意匠の使用に関する小委員会を設立した。この小委員会は、権利者の同意なしに発明、実用新案、意匠の使用を許可することができ、従来の強制実施権の発動が大幅に拡大される懸念がある。そのため、運用を注視する必要がある。			0054 http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202404040031?index=1 https://www.jeantet.fr/wp-content/uploads/2024/06/legal-alert-russian-counter-measures-0624-m1b.pdf
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	EAC認証制度の単位	・（当社の一部製品が、「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置」のロシア向け輸出禁止対象に該当し、現在ロシア向け輸出を停止しているが）従前のロシア向け取引実施時には、EAC認証制度が品番単位を前提としているため、新型番発生により都度EAC認証の申請が必要であった。 ※EACは、ユーラシア経済連合 (EAEU) における製品認証制度。	継続	・（ロシアへの輸出が再開可能となった折には）EACの包括認証制度の策定を希望する。 ・会社、あるいはブランド x 品目 (HSコード)単位に変更して頂きたい。	
2	日機輸	ロシア独自のEAEU規則の適用	・EAEU（ユーラシア経済連合）の規則について、例外を認める緩和規則をロシアのみで独自に実施することにより、ロシア市場での混乱、およびロシア以外のEAEU加盟国に輸出できないなどの課題がある。 例：EAEUの規則では通関時にEACマークが必須であるが、ロシアのみ通関時のEACマークは必須ではなく、販売時点までに貼付が要求されているため、適合製品と不適合製品の判別が困難。	継続	・ロシア独自のEAEU規則の修正の禁止。 ・および、独自規則をEAEU規則に反映する際（EAEU規則修正）には慎重な議論を要望。	・ロシアDecision No.353,2022 Об особенностях разрешительной деятельности в Российской Федерации в 2022 году On the features of licensing activities in the Russian Federation in 2022 ・EAU規則 Об особенностях ввоза на таможенную территорию Евразийского экономического союза и обращения на территориях государств - членов Евразийского экономического союза продукции, подлежащей обязательной оценке соответствия, в условиях реализации мер по повышению устойчивости экономик государств-членов ・ロシアDecision

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						1196,2024により、2025年9月1日まで継続
3	医機連	医療機器登録申請・市販前審査の恣意性・ガイドラインの不在	・医療機器登録申請において、明確なガイドラインがないため同じ要件に対する対応が異なることがあり、準備の負荷増大、登録に要する期間の長期化、それに伴うコスト増などの影響が出ている。	継続	・医療機器市販前審査に係るガイドラインの発行。	・医療機器に関する基本法令：ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	対ロシア制裁による事業継続の困難	・日本政府による対ロシア制裁／ロシア政府による非友好国に対する規制の強化など、制裁全般の影響で対日輸出／対日輸入を前提とした事業の継続が困難になっている。	継続		
2	日鉄連	対ロシア制裁による貿易困難化	・2022年4月頃より、ロシアのウクライナ侵攻に伴う各国の制裁により貿易が困難化。主な障害は以下の通り。 －銀行のコンプライアンスチェック強化による送金困難化。 －船主のロシア寄港忌避、EUによる石炭輸送への金融制裁に伴うP&I保険機能の不透明感に伴う配船困難化。 －上記2点も含め、基礎的なビジネス環境に通常想定されないリスクが生じる、または今後生じ得るという状況であり、ビジネスの予見性が低下。	継続		
3	医機連	対ロシア制裁による輸出規制	・医療機器であるにも関わらずHSコード上で輸出規制の対象になってしまい販売不可となっている。	継続	・規制の緩和。	
4	医機連	対ロシア制裁による輸出規制	・HSコードのみで判断されているので、唯一無二の医療機器等のロシアへの出荷停止で患者や医療への影響大。	継続	・特別許可申請の簡素化、もしくは医療機器で何かを満たせば出荷規制対象外にして欲しい。	
5	医機連	輸出規制の厳格化	・ロシア輸出規制により、医療機器への規制が厳しくなっており、使用ニーズのあるロシア医療施設への医療機器出荷が滞っている状況が継続している。	新規	・医療機器における輸出規制の早期除外処理/輸出緩和を期待したい。	
6	医機連	医療機器の輸出禁止・サンプル品の返却不可	・（ウクライナ紛争の影響か）ロシアからの医療機器の国外持ち出し（輸出）が禁止になり、法規申請に必要な製法試験や毒性試験・臨床試験用サンプル品の返却が不可になった。結果、サンプル品でも買取してもらうなどの対応が必要で手間や申請費用アップになっている。	継続	・法規申請に係るアイテムは例外として欲しい。	・ロシア大統領令 No.100(ロシア国外への医療機器輸出禁止)& No.540(禁止措置の延長)
7	日商	ロシア・ウクライナ紛争による販売・納入・回収リスク	・欧州の制裁品目には指定されていない製品のロシア顧客への販売を継続しているが、対策は取っているものの、販売・納入・回収リスクあり。 また、常に制裁品目リストの更新確認が必要。	新規	・紛争終結。 ・制裁解除。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	印刷機械	紛争継続による商機喪失	・ロシア・ウクライナ紛争の継続に伴い販売を見合わせている状況。	新規	・紛争なので致し方ないものと思うが、近隣国を含め輸出への制約が生じている状況を改善できる手立てはないか。	
9	日機輸	OFAC規制による債権回収の遅延	・欧州子会社において、国外取引先と輸出取引を行っていたが、取引先がOFAC規制の対象になることが開示された。取引自体はOFAC発効前に行っており、取引先からの送金処理もOFAC発効前に手続きをなされたが、銀行に送金処理を拒否され、資金回収ができていない。	継続	・規制発効前の送金には対応することを求める。	
10	日商	再保険取引規制	・2020年4月3日付連邦法第106-FZ号「ロシア連邦中央銀行」（現在も適用延長中）により、ロシア国内保険会社と非友好国保険会社との再保険取引が禁止されている。ロシア国内保険会社で元受けした保険契約を日系保険会社で再保険を引き受けることができない。このため、ロシア進出日系企業は、セキュリティの低いロシア保険会社完結（外資系保険会社のバックアップなし）で損害保険契約を締結する必要がある。	継続	・準拠法の撤廃。	・2020年4月3日付連邦法第106-FZ号 連邦法『ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)について』

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載